

平成 20 年 11 月 17 日 (月)
内 閣 官 房

1 地方分権改革推進法（平成 18 年法律第 111 号）（全 18 条）

第一章 総則

- ・ 目的
- ・ 基本理念
- ・ 国及び地方公共団体の責務

第二章 地方分権改革の推進に関する基本方針

- ・ 国は国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、次の措置等を講ずる。
 - ① 地方公共団体への権限移譲の推進
 - ② 地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けの整理・合理化
 - ③ 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理・合理化
- ・ 国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から、(1)の措置に応じ、国庫補助負担金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討。
- ・ 地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図る。

第三章 地方分権改革推進計画

第四章 地方分権改革推進委員会

2 地方分権推進法（平成 7 年法律第 96 号）（全 17 条）

第一章 総則

- ・ 目的
- ・ 基本理念
- ・ 国及び地方公共団体の責務

第二章 地方分権の推進に関する基本方針

- ・ 国と地方公共団体との役割分担
- ・ 地方分権の推進に関する国の施策
- ・ 地方税財源の充実確保
- ・ 地方公共団体の行政体制の整備・確立

第三章 地方分権推進計画

第四章 地方分権推進委員会

3 国会等の移転に関する法律（平成4年法律第109号）（議員立法・全25条）

第一章 総則

- ・国の責務

第二章 基本方針

- ・広く国民の意見を聴き、その合意形成を図る
- ・行財政の抜本的な改革と的確に関連付ける
- ・多極分散型国土の形成の促進に関する施策との一体性を確保
- ・東京都との機能面での連携を確保
- ・交通通信体系の整備等により、世界及び我が国の各地域との交流が容易であり、かつ、自然環境と調和し、良好な居住環境等を備えた都市となるようにする
- ・国会等の移転の計画は、社会経済情勢の変化に弾力的に対応することができる段階的なものとする
- ・移転先の新都市の整備に際し、適切な土地対策を講じる

第三章 国会等移転審議会

第四章 移転に関する決定

- ・審議会の答申が行われたときは、国民の合意形成の状況、社会経済情勢の諸事情に配慮し、東京都との比較考量を通じて、移転について検討。
- ・移転を決定する場合には、移転先について別に法律で定める。

第五章 候補地の選定に伴う土地投機対策

4 海洋基本法（平成19年法律第33号）（議員立法・全38条）

第一章 総則

- ・目的
- ・基本理念

第二章 海洋基本計画

第三章 基本的施策

- ・海洋資源の開発及び利用の推進
- ・海洋環境の保全等
- ・排他的経済水域等の開発等の推進
- ・海上輸送の確保
- ・海洋の安全の確保
- ・海洋調査の推進
- ・海洋科学技術に関する研究開発の推進等
- ・海洋産業の振興及び国際競争力の強化
- ・沿岸域の総合的管理
- ・離島の保全等

第四章 総合海洋政策本部

4 住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）（全 22 条）

第一章 総則

- ・目的
- ・基本理念
- ・国及び地方公共団体の責務、住宅関連事業者の責務

第二章 基本的施策

- ・住宅の品質又は性能の維持及び向上、住宅の管理の合理化又は適正化
- ・地域における居住環境の維持、向上
- ・住宅の供給等に係る適正な取引確保、住宅の流通の円滑化のための環境整備
- ・居住の安定の確保のために必要な住宅の供給促進

第三章 住生活基本計画

第四章 雑則

(参考) 基本法一覽

- 1 宇宙基本法 (平成二十年五月二十八日法律第四十三号)
- 2 生物多様性基本法 (平成二十年六月六日法律第五十八号)
- 3 国家公務員制度改革基本法 (平成二十年六月十三日法律第六十八号)
- 4 海洋基本法 (平成十九年四月二十七日法律第三十三号)
- 5 地理空間情報活用推進基本法 (平成十九年五月三十日法律第六十三号)
- 6 住生活基本法 (平成十八年六月八日法律第六十一号)
- 7 自殺対策基本法 (平成十八年六月二十一日法律第八十五号)
- 8 がん対策基本法 (平成十八年六月二十三日法律第九十八号)
- 9 観光立国推進基本法 (平成十八年十二月二十日法律第百十七号)
- 10 教育基本法 (平成十八年十二月二十二日法律第百二十号)
- 11 食育基本法 (平成十七年六月十七日法律第六十三号)
- 12 犯罪被害者等基本法 (平成十六年十二月八日法律第百六十一号)
- 13 食品安全基本法 (平成十五年五月二十三日法律第四十八号)
- 14 少子化社会対策基本法 (平成十五年七月三十日法律第百三十三号)
- 15 エネルギー政策基本法 (平成十四年六月十四日法律第七十一号)
- 16 知的財産基本法 (平成十四年十二月四日法律第百二十二号)
- 17 水産基本法 (平成十三年六月二十九日法律第八十九号)
- 18 文化芸術振興基本法 (平成十三年十二月七日法律第百四十八号)
- 19 循環型社会形成推進基本法 (平成十二年六月二日法律第百十号)
- 20 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 (平成十二年十二月六日法律第百四十四号)
- 21 ものづくり基盤技術振興基本法 (平成十一年三月十九日法律第二号)
- 22 男女共同参画社会基本法 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
- 23 食料・農業・農村基本法 (平成十一年七月十六日法律第百六号)
- 24 中央省庁等改革基本法 (平成十年六月十二日法律第百三号)
- 25 高齢社会対策基本法 (平成七年十一月十五日法律第百二十九号)
- 26 科学技術基本法 (平成七年十一月十五日法律第百三十号)
- 27 環境基本法 (平成五年十一月十九日法律第九十一号)
- 28 土地基本法 (平成元年十二月二十二日法律第八十四号)
- 29 障害者基本法 (昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号)
- 30 交通安全対策基本法 (昭和四十五年六月一日法律第百十号)
- 31 消費者基本法 (昭和四十三年五月三十日法律第七十八号)
- 32 森林・林業基本法 (昭和三十九年七月九日法律第百六十一号)
- 33 中小企業基本法 (昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号)
- 34 災害対策基本法 (昭和三十六年十一月十五日法律第百二十三号)
- 35 原子力基本法 (昭和三十年十二月十九日法律第百八十六号)